

# 清水港港湾計画書(案)

－ 軽易な変更 －

令和 4 年 10 月

清水港港湾管理者

静岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・令和3年 2月 第41回静岡県地方港湾審議会
- ・令和3年 3月 交通政策審議会第81回港湾分科会

の議を経た清水港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 水域施設計画	2
2 小型船だまり計画	3
3 臨港交通施設計画	4
土地造成及び土地利用計画	5
1 土地利用計画	5

## 変更理由

1. 新興津地区において、漁業者や海上バス事業者からの要請及び船舶の大型化に対応するため、小型船だまり計画を変更する。また、港における賑わい空間を創出するため、土地造成及び土地利用計画を変更する。
2. 三保地区において、小型栈橋の利便性向上及び船舶の大型化に対応するため、水域施設を計画する。また、港湾と背後地域とのアクセス性の向上を図るため、臨港交通施設を計画する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 水域施設計画

三保地区における小型栈橋の利便性向上及び船舶の大型化に対応するため、泊地、航路・泊地を次のとおり計画する。

#### 1-1 泊地

三保地区

水深 3.0 m 面積 1 h a [新規計画]

#### 1-2 航路・泊地

三保地区

水深 3.0 m 面積 1 h a [新規計画]

## 2 小型船だまり計画

### 2-1 新興津・興津地区

漁業者や海上バス事業者からの要請及び船舶の大型化に対応するため、以下の施設について計画を変更する。

#### 新興津小型船だまり

防波堤 延長 3 3 5 m (工事中) [既定計画の変更計画]

防波堤 (波除) 延長 5 0 m (工事中) [既定計画の変更計画]

物揚場 水深 3 m 延長 8 2 0 m (工事中) [既設]

船揚場 延長 4 5 m (工事中) [既設]

埠頭用地 4 h a (工事中) [既設]

#### 既定計画

防波堤 延長 3 5 0 m (工事中)

防波堤 (波除) 延長 5 0 m (工事中)

物揚場 水深 3 m 延長 8 2 0 m (工事中)

船揚場 延長 4 5 m (工事中)

埠頭用地 4 h a (工事中)

### 3 臨港交通施設計画

港湾の交通の円滑化を図り、港湾と背後地域とのアクセス性を向上させるため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

#### 3-1 道路

三保地区

臨港道路三保内浜線[新規計画]

起点 市道本村海岸17号線

終点 清水港海岸三保地区 1車線

## 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

### 1 土地利用計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠 頭 用 地	港 湾 関 連 地	交 厚 用 地	流 生 地	工 業 地	都 機 用 地	市 能 地	交 機 用 地	通 能 地	危 険 物 取 扱 施 設 用 地	緑 地	廃 棄 物 理 設 地	海 処 用 地	面 分 地	公 用 地	共 地	合 計
																	( )
新 興 津 ・ 津 興	(56) 56	(42) 42	(2) 2					(8) 8			(19) 19						(126) 126
三 保	(1) 1	(4) 4			(5) 5			(1) 1									(9) 9

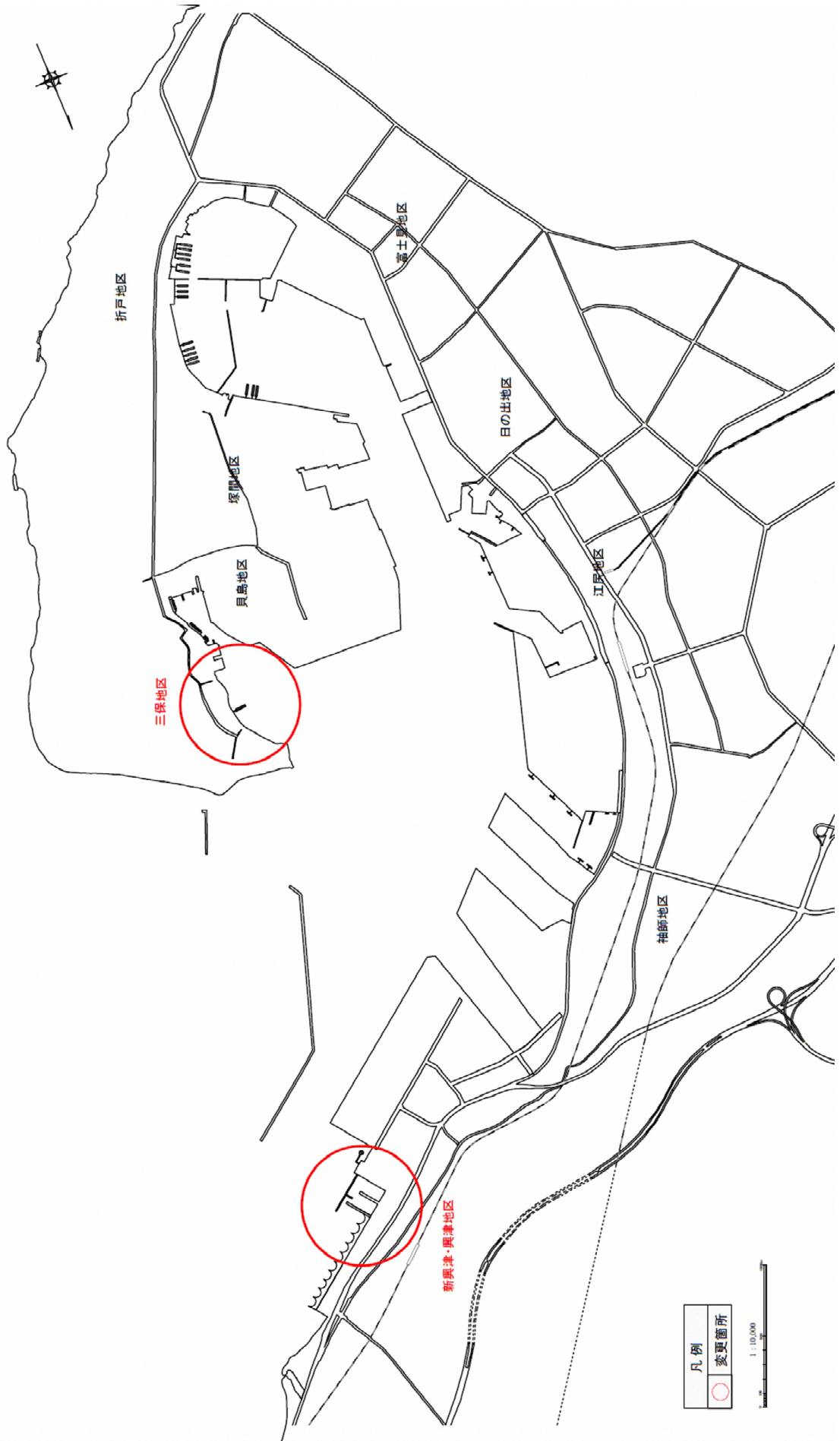
注1:( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2:端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

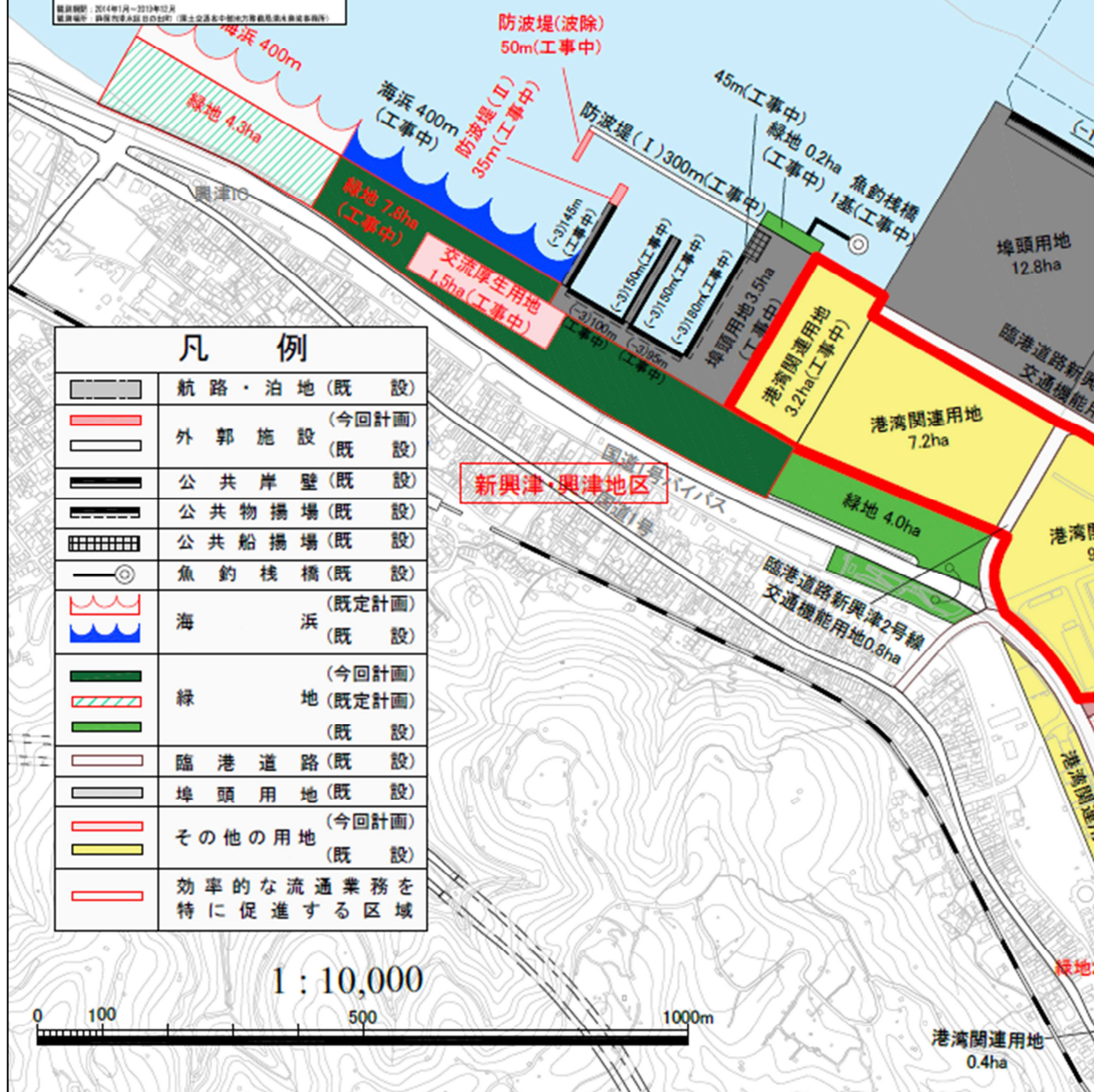
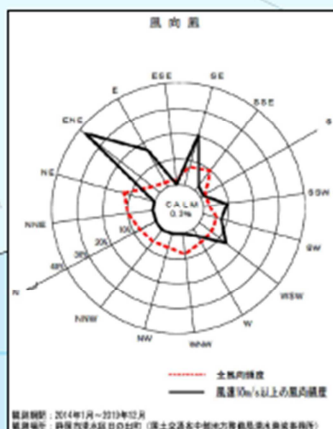
注3:今回の変更に係る地区のみ記述した。



# 計画変更箇所位置図

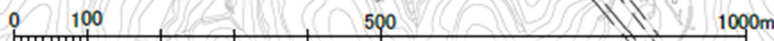


# 清水港港湾計画図(新興津・興津地区)



凡 例	
	航路・泊地(既設)
	外郭施設(今回計画)
	外郭施設(既設)
	公共岸壁(既設)
	公共物揚場(既設)
	公共船揚場(既設)
	魚釣棧橋(既設)
	海浜(既定計画)
	海浜(既設)
	緑地(今回計画)
	緑地(既定計画)
	緑地(既設)
	臨港道路(既設)
	埠頭用地(既設)
	その他の用地(今回計画)
	その他の用地(既設)
	効率的な流通業務を特に促進する区域

1 : 10,000



# 清水港港湾計画図(三保地区)

